

令和2年

建設文教委員会 (2)

4月24日

豊明市議会

建設文教委員会会議録

令和2年4月24日

午後2時38分 開会

午後3時01分 閉会

1. 出席委員

委員長	清水 義昭	副委員長	近藤 千鶴
委員	いとう ひろし	委員	林 ゆきひろ
委員	近藤 ひろひで	委員	宮本 英彦
委員	近藤 郁子		
議長	三浦 桂司		

2. 欠席委員

なし

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議会事務局長	鈴木 美智雄	議事課長	塚谷 友昭
議事担当係長	寺島 慎二	議事課主事	松林 淳

4. 説明のため出席した者の職、氏名

市長	小浮 正典	副市長	土屋 正典
参事	小森 賢一	行政経営部長	藤井 和久
経済建設部長	宇佐見 恭裕	行政経営部次長	古田 範明
財政課長	萩野 昭久	産業支援課長	秋永 亘正
財政課長補佐	浦 倫彰	産業支援課長補佐	高垣 茂晴

5. 傍聴議員

堀内 ちほ	中村 めぐみ	ごとう 学	青木 亮
鵜飼 貞雄	郷右近 修	一色 美智子	毛 受明 宏
月岡 修一	ふじえ 真理子	近藤 善人	

6. 傍聴者

なし

午後2時28分開会

○建設文教委員長（清水義昭議員） ただいまより建設文教委員会を開会いたします。

会議に先立ちまして、市長より挨拶をお願いします。

小浮市長。

○市長（小浮正典君） 本日の建設文教委員会に追加で付託されました案件は1つの議案でございます。慎重なる審査を頂きますようお願いいたします。

以上です。

○建設文教委員長（清水義昭議員） ありがとうございます。

続いて、議長より挨拶をお願いします。

三浦議長。

○議長（三浦桂司議員） 本会議の質疑とか説明にあったように、県と市で折半で50万を事業所に支援するという補正です。市議会としても速やかに審議して結論を導き出したいと思っておりますので、審議のほどよろしくをお願いいたします。

○建設文教委員長（清水義昭議員） ありがとうございます。

これより会議を開きます。

ここでお諮りいたします。市長は自席待機といたしたいが、御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○建設文教委員長（清水義昭議員） 御異議なしと認めます。よって、市長は退席願います。

なお、市長におかれましては、答弁を求める機会がある場合には出席を頂きますので、御承知おき願います。

（市長退席をなす）

○建設文教委員長（清水義昭議員） 本日の傍聴については、申合せに従い15名以内とし、委員長において一般傍聴者の入室を許可します。

本日の議事につきましては、本委員会に付託されました案件につきまして、お手元に配付いたしました議題に従い会議を進めます。

なお、当局におかれましては、反問権を行使される場合は意思表示を明確にされ、論点を整理して反問されますようお願いいたします。

また、反問を終了するときも意思表示を明確にされるようお願いいたします。

それでは、議案第33号 令和2年度豊明市一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

本案件につきまして、理事者より簡潔に説明を求めます。

秋永産業支援課長。

○産業支援課長（秋永亘正君） まず御説明の前に、事前にお配りした資料のところに誤りがございましたので、訂正させていただきたいと思います。

お配りした資料の中の制度骨子案の中の支給対象の（２）の黒ぼち２つ目、営業時間の短縮、「朝５時か夜８時まで」となっておりますけれども、「朝５時から夜８時まで」というふうに訂正をお願いしたいというふうに思います。申し訳ございませんでした。

それでは、豊明市一般会計補正予算書（第３号）について御説明いたします。

歳出から主なものを御説明いたしますので、６ページ、７ページをお開き願います。

下段、７款１項２目 商工振興費、商工業振興補助事業、右側説明欄、新型コロナウイルス感染症対策協力金（県補助対象分）１億９,０００万円は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために県の要請に応じて休業または営業時間短縮を実施した事業所等に対して５０万円を交付する協力金で、３８０件分を積算しております。

その下の市単独分５００万円は、県補助対象の休業等の開始日に間に合わなかった事業所等に対し２５万円を交付する協力金で、２０件分を積算しています。

続きまして、歳入を御説明いたしますので、４ページ、５ページをお開き願います。

上段、１５款２項６目 商工費県補助金、商工振興費補助金９,５４０万円は、新型コロナウイルス感染症対策協力金の県補助対象分のうち県から交付される協力金とそれに伴う事務費で、いずれも補助率は２分の１でございます。

以上で説明を終わります。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 萩野財政課長。

○財政課長（萩野昭久君） 続いて、財政課所管部分について御説明申し上げます。

４ページ、５ページをお願いいたします。

歳入、１８款 繰入金の財政調整基金繰入金１億４０万３,０００円は、このたびの補正予算の一般財源となるものです。

以上で説明を終わります。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 金額を見ると、県と市と共同で出すところが３８０社、市独自でというところが２０社なんですけれども、合計で４００社あるんですけれども、それはどういうふうにして計算されて４００社というのが出ているんでしょうか。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 答弁願います。

秋永課長。

○産業支援課長（秋永亘正君） 先ほど経済建設部長からも議案質疑の中で御説明いたしましたが、経済センサスのデータを基に豊明市の場合は380件分というふうにデータが示されております。さらに20件分については、18日からの要請に対して間に合わなかった業者さんが20件程度あるだろうということで積算をしております。

以上でございます。

○建設文教委員長（清水義昭議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 確認というか、ちょっと単純な質問で申し訳ないんですけど、必要な休業期間ですね。県は4月17日から5月6日まで休業または時短をしていなければならないという条件でよろしいですか。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 答弁願います。

秋永課長。

○産業支援課長（秋永亘正君） そのとおりでございます。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 宮本委員。

○宮本英彦委員 それに対して市の条件は4月24日から5月6日までを休業または時短と、こういう理解でよろしいですか。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 答弁願います。

秋永課長。

○産業支援課長（秋永亘正君） そのとおりでございます。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 宮本委員。

○宮本英彦委員 もう一つ、営業時間の短縮を要請する施設、食事提供施設ということで喫茶店以下屋形船まであるんですけど、これは時短をした場合ということなんですけど、ここの店が営業を自粛した場合、休業した場合は対象になるんでしょうか。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 答弁願います。

秋永課長。

○産業支援課長（秋永亘正君） 休業であっても、時短であっても対象にはなりません。

あと、もう一点、すみません、先ほど、県のホームページにも17日というふうに記載しておりますけれども、開始日が。実質的には報道が17日に初めてなされたので、18日からというふうな運用で行っております。

以上でございます。

○建設文教委員長（清水義昭議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 先ほどの宮本委員に関連してなんですけれども、飲食店と食事提供の施設で、これはもともと朝5時から夜8時以降、お店を開いていたところにはそういった補償が出るけれども、8時までに閉めていたところはたしか出ないということだったと思うんですけど、例えば昼間だけやっているそういう飲食店さんで、今回、感染拡大防止に協力して終日休業したと。こういうのを例えば市独自で補償するというちょっと拡大するような形のものというのは何か検討はされたんでしょうか。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 答弁願います。

秋永課長。

○産業支援課長（秋永亘正君） その部分については現時点では検討はしてございません。

以上でございます。

○建設文教委員長（清水義昭議員） ほかにございませんか。

いとう委員。

○いとうひろし委員 先ほどの宮本委員の意見にも関連しますが、今日が24日ですよ。さっきの県のほうは17日からだったけど、18日からオーケーになっている。市の場合も今日は24日だけど、25日からオーケーになる。それはならない。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 答弁願います。

秋永課長。

○産業支援課長（秋永亘正君） それはなりません。市の独自の施策については既にホームページ等で公表しておりますので、25日からというのは対象にはならないということでございます。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 宮本委員。

○宮本英彦委員 市の告知、あるいは県の告知に対して、その対象らしき方々の問合せというのはかなりあるんでしょうか。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 答弁願います。

秋永課長。

○産業支援課長（秋永亘正君） 原則的には対象になるかならないかというのは、県のほうのコールセンターというのがございますので、そちらのほうに問合せが行ってございます。ただし、なかなかつながらない状況というのがございまして、そういったケースに対しては市のほうにもお問合せが何件かは入ってございます。

以上でございます。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 近藤ひろひで委員。

○近藤ひろひで委員 じゃ、関連ですけれど、コールセンターがつながりにくいので市の産振のほうにつながったときには、コールセンターと同様な説明を差し上げているんですか。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 答弁願います。

秋永課長。

○産業支援課長（秋永亘正君） そうですね。コールセンターがどのような説明の仕方をしているかというのはなかなか我々も確認ができていないところなんですけれども、極力我々として県のほうに問い合わせるような形も含めて御回答差し上げるような体制を整えております。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 近藤ひろひで委員。

○近藤ひろひで委員 18日から実施するという周知されているのでということなんですけれども、現時点では申請対象者は締め切られた状態という解釈でいいですか。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 答弁願います。

秋永課長。

○産業支援課長（秋永亘正君） 24日までに休業なり時短なりしていただく必要があるものですから……。

（24日まで、時短のほうねの声あり）

○産業支援課長（秋永亘正君） はい。時短のほうはもう締め切られているということでございます。

（発言する者あり）

○産業支援課長（秋永亘正君） ごめんなさい。市の単独補助については24日までというところになります。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 近藤ひろひで委員。

○近藤ひろひで委員 そうすると、本日24日で、今日から、今日申請といってもなかなか、今日私たちが今この本会議で決定して対象者が正式に決まるわけですよ、補助も含めて。そうすると、問合せが今日の夜とかできるのか。それから、あしたは通常の開庁日ではないですけれど、そういった問合せの体制はどうなりますか。今日からの対象者に対する豊明市内の業者の方の問合せの受け方としての体制を教えてください。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 答弁願います。

秋永課長。

○産業支援課長（秋永亘正君） やはり豊明市でのコールセンターというのは設けてご
いませんものですから、役所の開庁時間までの問合せしか対応はできていないという状況
でございます。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 近藤ひろひで委員。

○近藤ひろひで委員 そうすると、本日の夕方の閉庁時間までが問合せですか。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 答弁願います。

秋永課長。

○産業支援課長（秋永亘正君） 豊明市役所に対する問合せの体制としてはそうなってし
まいます。

以上でございます。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 近藤郁子委員。

○近藤郁子委員 もう一度、その辺のことで詳しく教えていただきたいんですけども、
営業時間の時短でももちろん対象になるということなので、今日、午前中営業していらっ
しゃっても早くに終われば対象になるというようなことでよかったですか。飲食店であれ
ば、対象店であれば。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 答弁願います。

土屋副市長。

○副市長（土屋正典君） 申し訳ございません。市長の出席をお認め頂きたいと思いま
すので、よろしく願いいたします。

○建設文教委員長（清水義昭議員） どうぞ。

（市長入室をなす）

○建設文教委員長（清水義昭議員） 小浮市長。

○市長（小浮正典君） 今日の場合には非常に緊急で議案を提出するものですから、第2
委員会室で聞いておりましたけれども、幾つか補足します。

今日についてはここから飲食店で時短をする場合がありますので、今晚については対応
します。要するに電話対応が夜勤の人たちのところに総合で全部代表電話でかかってき
ちゃうんですけども、代表電話は月曜の申し送りになるんですけども、あるいは緊急の
ときには担当課長のところに電話をするんですけども、今日は居残ります。自分も含め
て居残ります。それがまず1つ。

それから、先ほど本会議でも申し上げたように、周知というのは永久に全部にはできま
せん。ということで、どこかで切らないといけないんですね。何度も申し上げるよう
に、国の緊急事態宣言が出たことは全国民ほとんど御存じだと思います。それで、2回目の週

末を迎えた状態で営業されているんだったら、それは営業する意思がある状態だというふうに認識して、そこまで範囲を広げるつもりはないということが2点目。

それから、飲食店の営業時間の短縮が午前5時から午後8時でない時間帯、つまり午後8時から午前5時のところは営業しないでくださいということを強く求めるために、この飲食店、食事を提供する事業所でなっているんですけども、これは主に集団で飲食するのを防ぐためです。ですから、飲食店というのはインフラでもあるものですから、例えばランチを提供するとかいうお店を休業要請していないんですね。そういう要請はしていないんです。やってもらわなアカんです、逆に言うと。だから、そうじゃなくて、主に酒類、お酒を提供するようなお店、あるいは家族連れで夜にぎやかにされるようなお店、そういうのを防ぐために午後8時から午前5時を防ごうとされているので、愛知県もそうだし、東京都等も同じ時間帯で設定しているんですけども、その意図に沿って自分たちも行おうという形で考えております。

以上です。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 質疑を続けてもよろしいですか。

（残りますの声あり）

○建設文教委員長（清水義昭議員） 分かりました。質疑を続けます。

ほかにございませんか。

近藤ひろひで委員。

○近藤ひろひで委員 実際に18日からスタートしていることなんですが、いろいろ国とか県で知事のほうも理美容についていろんな言及がありましたけれど、今頂いている対象の中には理美容が含まれていないので、今日、現時点では対象じゃないという解釈でよろしいでしょうか。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 近藤ひろひで委員、もらっている資料というのは……。

○近藤ひろひで委員 ごめんなさい、これってみんなはもらっていないの。

（もらっていないの声あり）

○近藤ひろひで委員 ごめんなさい。私が聞き及んだところでは理美容が入る入らないというところがちょっと疑問だったものですから、入っているか、入っていないか、教えてください。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 答弁願います。

秋永課長。

○産業支援課長（秋永亘正君） 県と連携したこの協力金の対象には入ってございません。ただし、昨日報道がございました愛知県から10万円、市町村から10万円という理美容に入

っている事業者様……。

(組合に入っているの声あり)

○産業支援課長(秋永亘正君) 組合に入っている事業者様に対しては市町村も連携する方向でございますし、入っていない事業者様についても、これは市単独で支給をしたいというふうに考えております。

○建設文教委員長(清水義昭議員) 近藤ひろひで委員。

○近藤ひろひで委員 ということは、組合に入ってみえる理美容の方は県10万円、豊明市10万円、未加入の理美容の方は私どもの市単独で10万円ということによろしいですか。

○建設文教委員長(清水義昭議員) 答弁願います。

秋永課長。

○産業支援課長(秋永亘正君) そのとおりでございます。

○建設文教委員長(清水義昭議員) 近藤ひろひで委員。

○近藤ひろひで委員 そうすると、今日それが決定して周知されるのかな。周知されていたかちょっと疑問なんですけど、その申請手続を今日夜までに問合せをして具体的にどんなスケジュールで実行できるのか、シミュレーションを教えてください。

○建設文教委員長(清水義昭議員) 答弁願います。

秋永課長。

○産業支援課長(秋永亘正君) 現時点ではまだ詳細な手続については県との連携の部分についてもこちらのほうに届いてございません。ですので、そういったスケジュール感、手続等が決まり次第、速やかにホームページ等で公表していきたいというふうに考えています。

○建設文教委員長(清水義昭議員) 理美容の件はこの議案の中の話ですか。違いますか。

(違いますの声あり)

(じゃ、結構ですの声あり)

○建設文教委員長(清水義昭議員) ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 支給対象の(1)なんですけど、地元中小事業主、または地元個人事業主という表現なんですけれど、地元個人事業主、もう少し細かく説明を。というのは、その地元というのはお店が地元なのか、そこのオーナーが地元なのか、そこら辺、どうなんでしょう。

○建設文教委員長(清水義昭議員) 答弁願います。

秋永課長。

○産業支援課長（秋永亘正君） お店が地元の事業主でございます。

以上でございます。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 宮本委員。

○宮本英彦委員 地元は分かりました。個人事業主という概念はある程度の決まりというか、定めはあるのでしょうか。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 答弁願います。

秋永課長。

○産業支援課長（秋永亘正君） なかなか詳細な定義というか、そこまでもまだ県から示されているところではございませんが、ただ、この地元個人事業主であれば、豊明市で実際にお店をやっていらっしゃる方の個人事業主のことというふうに考えております。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 小浮市長。

○市長（小浮正典君） 通常の概念で考えれば、有限会社法とか、会社法上の法人格を持っていない事業種で、納税の義務はある。そういった事業種、個人事業種だというふうに考えております。

○建設文教委員長（清水義昭議員） ほかにございませんか。

いとう委員。

○いとうひろし委員 経産省のところの（１）、（２）をちょっと読みましたけれども、それに当てはまりつつ、売上げが例えばいいとか悪いとかは関係ないんですかね。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 答弁願います。

秋永課長。

○産業支援課長（秋永亘正君） 売上げについては関係ございません。

以上でございます。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 小浮市長。

○市長（小浮正典君） 補足すると、今回ののはあくまで人と人との接触を防ぐ要請に基づいて、国からの要請に基づいて人と人との接触を防ぐために休業要請をしたり時間短縮を求めている状態になっているので、損失を補填することを目的にしているものではございません。

以上です。

○建設文教委員長（清水義昭議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 非常に細かい点ですけれども、商工総務事務事業の中の通信運搬費というのがあるんですけど、何か発送したり、そういうものはあるのでしょうか。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 答弁願います。

秋永課長。

○産業支援課長（秋永亘正君） 流れとしましては、申請書を受け取りまして、審査後、交付決定通知書というのをお送りします。もし審査が対象から外れれば不交付決定通知というのを送りますので、その郵送料というふうに考えております。

以上でございます。

○建設文教委員長（清水義昭議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○建設文教委員長（清水義昭議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 議案第33号 令和2年度豊明市一般会計補正予算（第3号）について賛成の立場で討論いたします。

事業者は新型コロナウイルスの影響により非常に厳しい状況であります。そういった中で、今回、感染拡大防止のために国、県の要請に従い休業を行った事業者ですので、相当額の補償を行うべきだと考えております。今回の休業補償は迅速に手続を行うようお願いしまして、賛成といたします。

○建設文教委員長（清水義昭議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○建設文教委員長（清水義昭議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第33号は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○建設文教委員長（清水義昭議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第33号は、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

お諮りいたします。委員会報告書については私に一任願えますか。

（異議なしの声あり）

○建設文教委員長（清水義昭議員） ありがとうございます。

委員会報告書については例に従い提出をさせていただきます。

慎重な御審査、御苦労さまでした。これにて建設文教委員会を閉会いたします。

午後3時1分閉会